

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 説明資料(抜粋)

(独立行政法人日本学生支援機構)

令和元年11月6日

財務省理財局

1. 機関の概要等
2. 令和2年度要求の概要
3. (1)論点1: 有利子奨学金の事業規模  
(2)論点2: 財務の健全性

### 3. (2)-1 論点2: 財務の健全性

---

- 修学支援新制度の円滑な実施に向けて「骨太の方針2019」等に記載された財務の健全性に係る事項の検討を進め、見直しが必要なものは速やかに実行に移す必要があるのではないか。
- 昨年11月の財投分科会における編成上の論点(機関保証制度の利用促進)に対し、文部科学省として、
  - ・ 「機関保証」への一本化も視野に入れつつ、保証制度の在り方について検討する必要があると考えている。
  - ・ 制度の見直しについては、2020年度を目途として検討を進めていく。旨の回答がなされ、同年12月の財投分科会において報告したところ。  
上記の対応方針に従い、財務の健全性を確保する観点から、保証制度の在り方を速やかに検討していく必要があるのではないか。

### 3. (2)-2 骨太の方針2019等における関連記載

#### 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

○ 2020年4月からの高等教育無償化を円滑に実施する【※1】ため、新制度の周知や予約採用【※2】を着実に実施し、支援対象学生の自立活躍に向けた状況を中心に、新制度の成果や実施状況の把握・検討を行う。独立行政法人日本学生支援機構について、そのために必要な業務の見直し【※3】など機能強化を図る。こうした新制度の実施と併せて、大学改革や教育研究の質の向上、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について注視・検討する。

※1 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の学生を対象とした、授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充。

※2 入学前の段階で、奨学金の対象になるかを、奨学金給付希望者からの申請を受けて、独立行政法人日本学生支援機構が通知する取組。

※3 将来にわたる財務の健全性の観点からの、延滞債権の縮減や未収財源への対応、保証制度の在り方等についての検討を含む。

#### まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改定版)(平成30年12月21日閣議決定)(抄)

○ 日本学生支援機構の奨学金については、機関保証への一本化も視野に入れつつ、保証制度の在り方について検討を行う。

### 3. (2)-3 保証制度の在り方に関する有識者会議①

○ 近年の社会環境の変化に伴い、「人的保証」及び「機関保証」のそれぞれに課題が生じてきていることから、保証制度の在り方を検討するために、平成30年度に設置。

「独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議」の設置について

2019年3月6日  
高等教育局長決定

#### 1. 趣旨

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）奨学金の返還に係る保証については、奨学金制度発足時からの「人的保証」と2004年度に導入した「機関保証」の貸与を受ける者による選択制で実施してきたところ。

しかし、近年の社会環境の大きな変化によって、「人的保証」においては、連帯保証人の高齢化や保証人を選任しづらい状況が想定され、また、これまでの事業規模（貸与人員）の大幅な拡充に伴い、返還請求に係る業務も増大している。一方で、「機関保証」においても、加入率が半数に満たない状況が続いているとともに、自己破産・モラルハザード防止対策など、「人的保証」、「機関保証」のそれぞれに課題が生じてきていることから、保証制度全体の在り方についてあらためて検討を行う必要がある。

このため、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置し、有識者からの意見等を聴取するもの。

#### 2. 検討事項

- 保証制度の現状と課題に関すること
- 今後の保証制度の在り方に関すること
- 保証機関の収支健全性・安定性（保証料率の設定方法を含む）に関すること
- その他

#### 3. 実施方法

会議は、別紙に掲げる有識者により構成することとし、オブザーバーとして機構及び日本国際教育支援協会のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることとする。なお、本会議は、文部科学省において、機構の保証制度全体の在り方を検討するにあたり、有識者から意見等を聴取するものであるが、会議を公開した場合、構成員の自由な意見等が制約されるおそれがあるため、非公開で行うものとする。

#### 4. 設置期間

2019年3月18日から2020年3月31日までとする。

#### 5. 庶務

会議に関する庶務は、学生・留学生課において処理する。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議

#### 【委員名簿】

※○：座長

兼井 伸 郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
荒張 健	EY新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
佐藤 憲 仁	一般社団法人全国労働金庫協会 常務理事
志賀 剛 一	志賀・飯田・岡田法律事務所 弁護士
○ 林 康 史	立正大学経済学部 教授

(五十音順・敬称略)

#### [オブザーバー]

独立行政法人日本学生支援機構  
公益財団法人日本教育支援協会

#### [事務局]

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

#### 【論点(案)】

- ◆論点1: 現状の分析
  - ・ 「人的保証」、「機関保証」それぞれにおける現状を分析し、課題を抽出する。
- ◆論点2: 検討に際して留意すべき事項の整理
  - ・ 具体的な方向性(制度設計方針)の検討に際して留意すべき事項を整理する。
- ◆論点3: 課題解消を見据えた具体的な方向性の検討
  - ・ 具体的な方向性(制度設計方針)の検討に際して留意すべき事項を踏まえつつ、課題解消を見据えた具体的な方向性(制度設計方針)を検討する。
  - ・ バランスの取れた実効性の高い方策を検討する。

#### 【スケジュール】

- ・ 第1回(2019年3月18日)
- ・ 第2回(2019年4月2日)
- ・ 第3回(2019年6月18日)
- ・ 第4回(2019年8月2日)
- ・ 第5回(2019年10月2日)
- ・ 第6回(2019年11月で日程調整)

※ 検討状況を見て継続の要否を判断

### 3. (2)-4 保証制度の在り方に関する有識者会議②(文部科学省作成)

○ 有識者会議における委員からの意見は以下のとおり。今後、委員からの以下の意見を基に、有識者会議において取りまとめ案を作成する予定。

#### [全 体]

- ・ 国の奨学金事業は、「教育ローン」と趣旨・目的が異なる点に留意した上で検討すべきではないか。
- ・ 貸与の際には、いずれの制度も返還を要する（返還金が次世代への貸与原資となる）こと等を教育すべきではないか。
- ・ 現在の選択比率が両制度でほぼ同等というニーズがある中で、一つの制度に集約することの是非は慎重に検討することが必要ではないか。
- ・ 検討に当たっては、高等教育の修学支援新制度との関係性についても十分な配慮が必要ではないか。

#### [人的保証]

- ・ 保証人の選任時や延滞に陥った後の保証などの「心理的負担」について、借り手（奨学生＝返還者本人）にとっては「負担」であるが、貸し手（JASSO）にとっては延滞を防ぐ「手段」であり、両視点からの検討が必要ではないか。
- ・ 奨学金制度創設時から社会全体や家族構成等が変化していることや、他機関における教育ローン等の人的保証制度においては連帯保証人のみを選任するケースが主流であることも踏まえて検討すべきではないか。
- ・ 家計支持者の収入が低いことを貸与基準としていることに鑑みれば、返還者本人が返還できない状況に陥っている場合、その連帯保証人も返還できない可能性が高く、返還者本人と連帯保証人の共倒れリスクがあるのではないか。
- ・ 「分別の利益」に起因する回収不能額発生を解消する方法の検討が必要ではないか。

#### [機関保証]

- ・ 保証機関の健全性（制度維持）を前提としつつ、奨学生＝返還者本人の負担軽減、また、計画どおり返還する者と返還できない者の間の公平感も考慮した保証料の設定と徴収方法の在り方について検討が必要ではないか。
- ・ 「保証料を支払っている」＝「自身の返還が滞った場合に保証機関が支払う」ことで、自身の債務が消滅するものとの誤解等により、安易な延滞につながれば、奨学金制度全体に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、奨学生＝返還者本人にJASSOの機関保証制度を正しく理解させる教育や仕組みづくりの検討が必要ではないか。
- ・ 代位弁済後（求償権が保証機関に移行した後）においても、返還者の返還インセンティブを下げさせないための方策の検討が必要ではないか。

# 財政制度等審議会 財政投融资分科会

## 【議事要旨】

### 1. 日 時

令和元年11月6日（水） 13:58～15:30

### 2. 場 所

中央合同庁舎4号館全省庁共用1208特別会議室

### 3. 出席者（敬称略）

[委 員]

池尾和人、翁百合、高田創、野村浩子

[臨時委員]

土居文朗、富田俊基、林田晃雄、原田喜美枝

[専門委員]

川村雄介、工藤禎子、家森信善

[財務省]

可部理財局長ほか

### 4. 議 題

○令和2年度財政投融资計画の編成上の論点

### 5. 議事経過

(1) 議題について、事務局より説明が行われた。

(2) 委員からの主な意見等は以下のとおり。

#### ○地方公共団体について

- ・ 過疎債の活用状況の把握はすべき。総務省と財務省が協力して継続的に把握し、どういった事業に活用されているのかフィードバックしたうえで財投編成に活かすべき。
- ・ 現行の過疎法は令和2年度末で期限を迎えるが、令和3年度以降も次なる局面があると考えられる。財政投融资の範疇を超えるかもしれないが、今後、各地方公共団体が自立計画を策定する際に活用できるよう、財務状況把握等の機会をとらえて個別の事業の中身を把握し、好事例を発信していただきたい。
- ・ 過疎債については、元利償還金の70%は交付税措置されるが、残りの30%は団体

負担であるため、償還確実性の観点も注意すべき。

- ・最近の自然災害などを見ても、防災・減災の重要性を認識している。その中で留意点として、ハード面とソフト面をどう組み合わせるかが重要。人口減少下でソフトの充実、具体的にはハザードマップや避難計画で減災できる部分もあるので、ハード面とソフト面に有効に資源配分していくべき。
- ・臨財債については、困窮している地方公共団体へお金を回すという観点から、一概に否定はできないが、地方公共団体の財政規律の点で引き続き注意が必要。

#### ○（独）日本学生支援機構について

- ・学生の「奨学金は借金である」という意識の希薄さが、奨学金事業の持続可能性にとって大きなリスクとなっている。奨学金はローンであるということを改めて学生たちに周知すべき。
- ・奨学金貸与にあたって、長期的な収支を見通すことを学ぶマネーリテラシー研修の受講を必須条件にするなどの措置があってもいいのではないか。
- ・金融機関では返還が滞った際、返還者に対するケアを重視している。機構も同様に、返還に向けてケアしていくような指導を工夫してはどうか。
- ・修学支援新制度の実施を機に、貸与型奨学金について、返還が必要である意味を含んだネーミングに変更することも考えてみてはどうか。
- ・人的保証については、高齢化等の社会環境の変化があることから、全体としては機関保証を広めていくべき。

連絡・問い合わせ先  
財務省理財局財政投融资総括課調査係  
電話 代表 03(3581)4111 内線2578

(注) 本議事要旨は、今後字句等の修正があり得ることを念のため申し添えます。